

健健発 0706 第 1 号
平成 28 年 7 月 6 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課長
（ 公 印 省 略 ）

予防接種法に基づく障害年金支給に係る端数の取扱いについて

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号。以下「法」という。）第 16 条第 1 項第 3 号に基づく障害年金は、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号。以下「施行令」という。）第 13 条第 5 項及び第 14 条第 2 項により給付されているところですが、平成 27 年 10 月に施行された被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号）において、年金額の端数処理がこれまでの 100 円未満四捨五入から、1 円未満四捨五入に改められたことに伴い、法に基づく障害年金の支給額に 1 円未満の端数が発生することとなります。

今般、法に基づく障害年金の支給額の端数の取扱いについて、下記のとおりとすることとしましたので、管内市区町村に対しこの取扱いを周知していただきますようよろしくお取り計らい願います。

記

1. 施行令第 13 条第 5 項に基づく年間控除額の算定時について、障害基礎年金の額に百分の四十に相当する額を控除して得た額に 1 円未満の端数が生じる場合には、1 円未満を四捨五入するものとする。
2. 施行令第 13 条第 5 項に基づき算定した障害年金支給額を、施行令第 14 条第 2 項に基づき四半期毎に分けた際に 1 円未満の端数が生じる場合には、各月の支給額の 1 円未満の端数を切り捨て、切り捨てた金額の合計額を毎年 1 月の支給額に加算するものとする。

参考条文

○予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）

（給付の範囲）

第十六条 A 類疾病に係る定期の予防接種等又は B 類疾病に係る臨時の予防接種を受けたことによる疾病、障害又は死亡について行う前条第一項の規定による給付は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して行う。

三 障害年金 予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある十八歳以上の者

○予防接種施行令（昭和 23 年政令第 197 号）

（A 類疾病に係る定期の予防接種等に係る障害年金）

第十三条 法第十六条第一項第三号の政令で定める程度の障害の状態は、別表第二に定めるとおりとする。

5 法第十六条第一項第三号の規定による障害年金を受ける者について、予防接種を受けたことによる障害に関し、特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定により特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当が支給されるとき、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第一項の規定により福祉手当が支給されるとき、又は国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第三十条の四の規定による障害基礎年金が支給されるときは、同号の規定による障害年金の額は、前三項の規定にかかわらず、前三項の規定により算定した額から同号の規定による障害年金の支給期間中の各年に支給される特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の額若しくは福祉手当の額又は障害基礎年金の額の百分の四十に相当する額を控除して得た額とする。

（A 類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付の支給期間等）

第十四条 法第十六条第一項第二号の規定による障害児養育年金又は同項第三号の規定による障害年金（以下「A 類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付」という。）の支給は、支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

2 A 類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付は、毎年一月、四月、七月及び十月の四期に、それぞれその前月分までを支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであった A 類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の A 類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付は、その支払期月でない月であっても、支払うものとする。